都・区の比較

職務段階別加算の経過措置

賃金部作成 (別図5)

		T)	7
東	只	켐	ያ

職層	給料の級	現行	18年	19年	20年 本則		
統括 技能長	4級	5%					
技能長	4級格付者		6%				
技能技 	3級						
技能主任			4%	4%	3%		
	2級		4 70	4 70	370		
技能1級職	3級格付者		3%	1%	廃止		
	2級格付者				光工		

- 1. 東京都は昨年度から実施
- 2. 統括技能長、技能長は経過措置ではない

特別区

職層	給料の級	現行	19年	20年	21年	22年	23年	24年 本則
統括技能長	4級							
技能長	4級格付者		5%	5%	5%	5%	5%	5%
	3級							
技能主任	3級格付者	5%						
	2級							
技能1級職	3級格付者			4.04	204	204	1 04	<i>†></i> 1
	2級格付者 (55歳以上)			4%	3%	2%	1%	なし

- 1. 職責に応じて加算するという趣旨を踏まえ、職務の権限と責任に応じた処遇を実現 する観点から、給料表上の職務の級(以下「給料の級」という。)に応じた加算を役 職段階に応じた加算に改めるとともに、職責差を的確に反映した支給割合とする。
- 2. 適用日

平成19年4月1日

扶 養 手 当

配偶者(欠配第1子を含む)にかかる手当額の改定

14500円 → 13500円

配偶者以外の扶養親族のうち3人目以降に係る手

当額の改定

4000円 → 5000円 配偶者・配偶者のいない第1子

14700円 → 13700円

第3子目以降

4500円 → 5500円

職務段階別加算制度の提案から妥結に至る推移

賃金部作成

2006/11/21 団体交渉

(別図6)

現行制度					
職務級	給料の級	現行制度			
統括技能長	4級				
++ 4× E	4級格付者				
技能長	3級	5%			
技能主任	3級格付者				
汉能工任	2級				
技能1級職	3級格付者	5%			
1人 11人 11人11人	2級格付者 (55歳以上)	J /0			

	2006/10/24 団体交渉			2006/11/17 小委員会交渉			
	当初提案			経過措置			
				19年度	20年度	21年度 (本則)	
	7%	- 一律 - 拠出		6%	6%	7%	
	6%			6%	6%	6%	
	5%	-		5%	5%	5%	
	支給しない	-		3%	1% 年おとび	0%	

統括技能長および 技能長に一律拠出 を導入する。

統括技能長および技能長に 平成20年度より一律拠出を 導入する。

最終妥結内容(一律拠出はしない)								
19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (本則)			
5%	5%	5%	5%	5 % _.	5%			
5%	4%	3%	2%	1%	0%			

統括技能長および技能長への一律拠出提案は見送る。